

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

(2) 内 容

目標：育児休業後に職員が復帰しやすくするための取組を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ ・育児休業から復帰した職員に対し、復帰後2週間以内に育児休業中に会社で起こった出来事等を周知するための研修会を実施する。

目標：子育てを行う職員に配慮した措置を講ずる。

<対策>

- 令和2年4月～ ・子育てを行う職員に配慮した人員配置を継続して行う。
- ・管理職に対し、子育てを行う職員が働きやすい職場環境作りを研修等で啓蒙を行う。

目標：男性職員の育児参加を促進するための取組を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 男性職員の意識把握、具体的施策を検討する。
- 令和4年4月～ 具体的施策の展開、男性の育児参加を推進するパンフレットを作成し、社内広報を活用して職員に周知する。